

申告相談をされる方へのお願ひと注意点

村では別紙「所得の確定申告のお知らせ」のとおり、

2月14日（金）から3月17日（月）まで

所得の確定申告相談を受け付けます。

昨年に引き続き、各自感染症予防にご協力いただきますようお願いいたします。

下記内容についてご確認の上、確定申告にお越しください。

□申告者へのお願ひ

- ①受付に係る時間短縮を図るため、領収証等の事前集計にご協力ください。
(事前集計をしていない場合や、領収証等を持参されない場合はその日の申告をお断りする場合がございますので、ご了承ください。)
- ②密集を避けるため、**地域指定日の申告**にご協力ください。
(指定日以外（他の行政区指定日）に来られた場合は、指定日の行政区の方を優先しますので、あらかじめご了承ください。)
- ③2月14日（金）の受付は還付・追加徴収申告者のみとなります。営業や農業等の事業所得がある方の受付はしませんので、指定日にお越しください。
(医療費控除・住宅借入金等特別控除・社会保険料控除等を受けることにより、所得税に還付が発生する方や、給与所得及び年金所得以外に収入がある方（不動産等）で追加徴収が発生する方が対象です。営業・農業等と各種控除等を併せて申告される方は、指定日にお越しください。)

□確定申告で所得税の追加納税があった場合の注意点

- ・所得税の納税には、口座振替納付または現金納付いずれかを選択することができます。

口座振替納付【4/23(水)納期限】

ご指定の口座から引落しとなります。昨年口座振替を利用されている場合は持参していただくものはありませんが、新たに納税となる方は、通帳及び登録印をご持参いただくか、マイナンバーの登録口座（公金口座）を希望する旨をお申し出ください。

※公金口座ご指定の場合は、事前に登録されている必要があります。

現金納付【3/17(月)納期限】

職員がその場で納付書を作成いたします。昨年納税された方で、税務署から納付書が届いている方はご持参ください。

◆現金納付は納付期間が短いため、口座振替をお勧めします。